計」欄の数から同表の表側「(5)鉱産税」、表頭「収入済額　Gのうち標準税率超過収入済額」欄の数を控除した数をいう。）を控除した額（以下この項において「収入済額」という。）を法定普通税調定済額（同表の表側「1　法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数から同表の表側「1　法定普通税」、表頭「調定済額　Cのうち標準税率超過調定額」欄の数を控除した数をいう。）と法定目的税調定済額（同表の表側「1　法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数から同表の表側「1　法定目的税」、表頭「調定済額　Cのうち標準税率超過調定額」欄の数を控除した数をいう。）を合算した額から交付金調定済額（同表の表側「(イ)交付金」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）、市町村たばこ税調定済額（同表の表側「(4)市町村たばこ税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）、鉱産税調定済額（同表の表側「(5)鉱産税」、表頭「調定済額　合計」欄の数から同表の表側「(5)鉱産税」、表頭「調定済額　Cのうち標準税率超過調定額」欄の数を控除した数をいう。）及び特別土地保有税の徴収猶予額（同表の表側「(6)特別土地保有税」、表頭「Cのうち徴収猶予に係る調定済額」欄の数をいう。）を控除した額（以下この項において「調定済額」という。）で除して得た率に 100 を乗じて得た率（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

B　次の算式によつて算定した率

算式

（a － 96.0）× 0.5

［略］

10　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 1.83）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

30.8 × a × b × c

b が 4.010 を超えるときは 4.010 とする。

c が 1.797 を超えるときは 1.797 とする。

算式の符号

［略］

c　本庁からの距離に別表第 1(2)に定める経常態容補正の本庁からの距離段階による補正率の A に定める率を乗じて得た率と同表の B に定める率とを合算した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

「(6)特別土地保有税」、表題「c のうち徴収猶予に係る調定済額」欄の数をいう。）を控除した額（以下この項において「調定済額」という。）で除して得た率に 100 を乗じて得た率（小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

B　次の算式によつて算定した率

算式

（a － 95.4）× 0.5

［同左］

10　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 1.82）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

30.0 × a × b × c

b が 4.047 を超えるときは 4.047 とする。

c が 1.797 を超えるときは 1.797 とする。

算式の符号

［同左］

c　平成 29 年 4 月 1 日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 24 年度分の固定資産税に係る固定資